

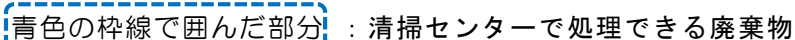
事業系ごみの分け方・出し方

豆知識



彦根市

清掃センターで処理できるものは、「一般廃棄物」に限ります。



- 1 -

事業者とは・・・

事業を営むもの全てであり、農家、商店、製造業、サービス業、NPOなど、何らかの業を行っている個人または団体を指し、それが営利であるか、非営利であるか、また、法人であるか否かを問いません。

また、病院、学校、保育所、官公庁など公共サービス等の活動も含まれます。

ごみの出し方は？

事業系一般廃棄物のうち、燃やすごみに限り、次の3つの方法（出し方）があります。

1 直接搬入

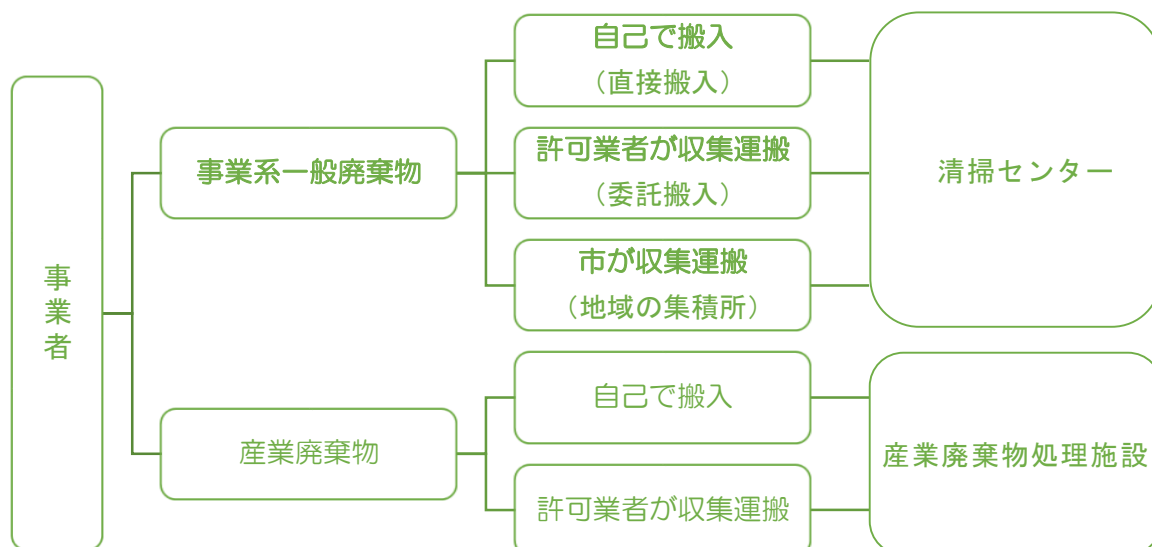
事業用燃やすごみ指定専用袋に入れ、排出事業者自らが、清掃センターに直接持ち込む場合です。

2 委託搬入

事業用燃やすごみ指定専用袋に入れ、市が許可を与えた一般廃棄物収集運搬許可業者に収集運搬を委託する場合。

3 地域の集積所

事業用燃やすごみ指定専用袋に入れ、袋ごとに特別収集証紙を貼って集積所に出す場合です。ただし、少量の場合に限り、かつ、「地域のごみ集積所」を管理される自治会等の了解を得ていただく必要があります。



※ 木製家具など可燃性素材の大型ごみは、粗大ごみとして、一部業種を除き、清掃センターに搬入することができます。その場合には、事前に搬入計画の協議が必要となります。詳しくは、清掃センター（0749-22-2734）へ問い合わせください。

※ 産業廃棄物については、滋賀県湖東環境事務所（0749-27-2255）まで問い合わせてください。

事業用燃やすごみ指定専用袋

清掃センターで処理するものは、いずれのごみの出し方の場合も、「事業用燃やすごみ指定専用袋」に入れて、排出してください。

袋は、市内の小売店等でお買い求めいただけます。

45リットル、10枚入り

希望小売価格120円（税別）

直接搬入

清掃センターへ直接搬入する場合は、20キログラムまでごとに340円の料金がかかります。

委託搬入

彦根市一般廃棄物収集運搬許可業者に委託される場合は、4ページから5ページに記載の彦根市事業系一般廃棄物収集運搬許可業者へお問い合わせください。

地域の集積所

自治会等の管理者の了解を得て、「地域のごみ集積所」に出す場合は、特別収集証紙を袋ごとに見えやすいところに貼って排出してください。

（1袋10キログラムまでごとに1枚（300円））

事業用 For Company Use Para empresas, etc.

燃やすごみ指定専用袋
（一般家庭では使用できません）
※ビニールなどプラスチック類は入れられません
Burnable Garbage (Not for Home Use)
Lixo Queimavel (Proibido para uso doméstico)

1袋の重さは10kg以内です

集積場に出す際は、特別収集証紙を貼ってください
（証紙が貼っていないと収集しません）
Please paste Special Collection Certificate Stamp,
otherwise your garbage is not collected
Colar o Papel de Certificação de coleta especial ao
jogar o lixo (caso não, o lixo não será recolhido)

資源になるものはリサイクルしましょう。

彦根市 HIKONE SHI

特別収集証紙

特別収集証紙は、10枚綴り3,000円と、50枚綴り15,000円の2種類を販売しています。



販売窓口は、市生活環境課、清掃センター、稲枝支所、鳥居本出張所、河瀬出張所、亀山出張所、高宮出張所です。

彦根市事業系一般廃棄物収集運搬許可業者一覧

事業者名	電話番号	許可品目
有限会社平和産業	0749 - 26 - 7167	可燃 粗大
有限会社キタセイ	0749 - 28 - 1400	可燃 粗大
喜多嘉和株式会社	0749 - 23 - 8800	可燃 粗大
有限会社光田産業	0749 - 26 - 1637	可燃 粗大
株式会社コテラ	0749 - 22 - 0833	可燃 粗大
株式会社杉本商事	0749 - 28 - 9206	可燃 粗大
株式会社石田産業	0749 - 24 - 3386	可燃 粗大
真木産業	0749 - 28 - 1368	可燃 粗大
愛知美掃社	0749 - 42 - 3030	可燃 粗大
安田産業株式会社	075 - 604 - 5353	可燃 粗大
株式会社美濃ラボ	0584 - 66 - 3657	実験動物屍体 糞 マット
中部メディカル有限会社	052 - 901 - 1310	胞衣 産褥汚物 病理組織片
近畿環境保全株式会社	077 - 564 - 1502	可燃 粗大
湖北総合開発株式会社	0749 - 23 - 8330	草木

事業者名	電話番号	許可品目
有限会社伊藤金属	0749 - 22 - 2922	可燃
株式会社エコプラン	0749 - 73 - 9200	可燃
内田商店	0749 - 25 - 1239	可燃
有限会社マサル	0749 - 21 - 0689	可燃
株式会社成功産業	0749 - 26 - 6216	可燃 粗大
クリーンワーク株式会社	0749 - 38 - 8077	可燃
ビューティ・サポート株式会社	0749 - 22 - 4450	可燃 粗大
清美 S A I G O	0749 - 42 - 5589	可燃
株式会社大栄工業	0595 - 21 - 0988	木くず 草 竹 流木
有限会社伊藤商店	077 - 543 - 7172	可燃
株式会社木下カンセー	077 - 543 - 2663	可燃 粗大
株式会社中澤商事	0749 - 65 - 3908	可燃
株式会社スリーケー	0748 - 52 - 2446	可燃
丈工業	0749 - 25 - 4138	可燃
三重中央開発株式会社	0595 - 20 - 1119	可燃
有限会社木村美装	0749 - 25 - 1745	可燃 粗大
中央環境サービス株式会社	0749 - 38 - 3491	可燃 粗大

次に記載の許可業者については、**許可品目に限り、事業者が直接処分を委託することができます。**清掃センター以外の処分先として、ご検討ください。

彦根市事業系一般廃棄物処分許可業者一覧

事業者名	電話番号	許可品目
湖北総合開発株式会社	0749 - 23 - 8330	草木
株式会社成功産業	0749 - 26 - 6216	生ごみ
株式会社環境事業公社	0749 - 26 - 6175	草木

分別方法



事業活動に伴って生じる廃棄物は、事業者自らの責任で適正に処理を行わなければなりません。適正に処理を行うためには、排出時点での正しい分別が必要です。

なお、業種によっては、産業廃棄物となるものがあります。9 ページから 11 ページをご確認ください。

（事業者の責務）

- 第3条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において、適正に処理しなければならない。
- 2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことにより、その減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性について、あらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。
- 3 事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保に関し、国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。
（「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」から抜粋）

燃やすごみ

清掃センターで焼却処理をするものです。

食品残渣（生ごみ）

調理くず、売れ残り商品、
食堂などの残飯



魚市場、飲食店、学校給食に係るものは、一般廃棄物です。
弁当製造業は、産業廃棄物です。

業種によっては、
産業廃棄物です。

パック食品やラップ等がされたものは、
パックやラップを分離して廃棄してください。

パックやラップは、産業廃棄物です。
水切りをお願いします。

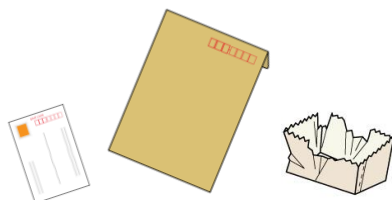
肉や魚、野菜などで大きなものは、なるべく小さく切断してください。

小麦粉などの粉製品は、水で湿らせるなどの飛散防止を講じてください。

紙くず

業種によっては、
産業廃棄物です。

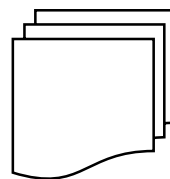
伝票、タグ、メモ、レシート、封筒、
はがき、カーボン紙などの小さい紙切れ



OA用紙

業種によっては、
産業廃棄物です。

事務用紙

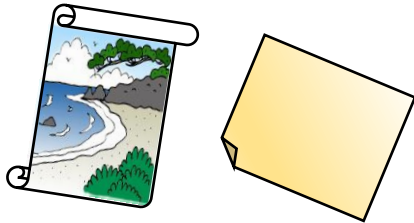


古紙としてリサイクル
機密書類のリサイクルも
ご検討ください。

パンフレット等

チラシ、パンフレット、
ポスター等

業種・材質によっては、
産業廃棄物です。



ダンボール・厚紙・ 紙箱・包装紙類

良質なものは
リサイクル

汚れているもの、濡れている
ものが対象です。

業種によっては、
産業廃棄物です。



新聞・雑誌

良質なものは
リサイクル

汚れているもの、濡れている
ものが対象です。



業種によっては、
産業廃棄物です。

繊維類

布、衣類、端切れ等

業種・材質によっては、
産業廃棄物です。



天然素材のものは、一般廃棄物ですが、合成
繊維素材のものは、産業廃棄物になります。
混合物はできる限り分別をお願いします。

ひも状のものや反物は、短く切断してください。
シート状で大きいものは小さく切ってください。

草類

除草作業に伴う草類で長さ60センチ
メートル以下



直径5cmを超えるもの、
長さ60cmを超えるものは、
粗大ごみ

樹木

剪定作業による枝葉



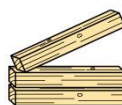
建設に伴うもの
は、産業廃棄物
です。

業種によっては、
産業廃棄物です。

木くず

業種によっては、
産業廃棄物です。

木製品の切れ端等で、
直径5センチメートル以下、
長さ60センチメートル以下のもの



仏壇製造販売、建具製造
業から排出されるもの
は、一般廃棄物です。

粗大ごみ

清掃センターで破砕処理する必要がある
大きさのものです。

木製品

木製の家具、テーブル、いす等



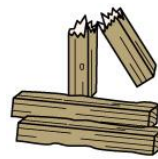
業種・材質によっては、
産業廃棄物です。

金属やプラスチックと
組み合わされたものは、
産業廃棄物

木くず

業種によっては、
産業廃棄物です。

木製看板、木片等
直径20センチメートル未満、長さ3メートルまでのもの



仏壇製造販売、
建具製造業から
排出されるものは、
一般廃棄物
です。

たたみ

事業所が搬入する場合は、
1業者につき最大1日10枚まで



業種・材質によっては、
産業廃棄物です。

家屋の解体等に伴うものは、産業廃棄物です。
畳店から排出されるものは、一般廃棄物となります。
ただし、合成繊維素材のものは、すべての業種で産業廃棄物となります。

樹木

業種によっては、
産業廃棄物です。

伐採、剪定した樹木の幹、枝等
枝を払い、直径20センチメートル未満、
長さ3メートルまでのもの



建設に伴うものは、
産業廃棄物
です。

資源

飲料用・食品用

スチール缶 アルミ缶 ガラスびん

飲食店、小売店、事務所等からの個人消費（従業員や来客者などが食事等で消費したもの）による少量の資源物を無料で受け入れています。

事業活動（販売、調理、製造など業務での使用）により発生したものは、清掃センターに搬入することはできません。

受入基準に合わない空き缶、空きびんは、金属くず、ガラスくずとして産業廃棄物となりますので、適正に処理してください。

スチール缶・アルミ缶



中身を残さないで、
水洗いしてください。

ガラスびん

ガラスびんは、色ごと（無色、茶色、その他）に分けてください。



中身を残さないで、
水洗いしてください。
キャップをはずしてください。

清掃センターで処理できない廃棄物

清掃センターで処理ができない廃棄物は、「特別管理一般廃棄物」、「産業廃棄物」および「処理困難物」です。

特別管理一般廃棄物

事業系一般廃棄物に該当するもので、爆発性、毒性、感染性などの有害特性を有するため、人体への健康や生活環境への被害を生じるおそれのある廃棄物です。

特別管理産業廃棄物処理の許可を受けた業者に処理を委託してください。

感染性廃棄物	主に医療機関等から発生する感染性のある廃棄物（紙くず、包帯、脱脂綿等）
毒性	P C B を含んだ廃棄物
ダスト類	ダイオキシン類を 3 ng-TEG/g 以上含んだばいじん等

産業廃棄物

事業活動に伴って発生した廃棄物のうち、法令で定められた 20 種類です。
次のページに詳細を示します。

業種に関係なく産業廃棄物となるもの	
燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他焼却残さ
汚泥	排水処理後および各種製造業生産工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルピット汚泥、カーバイトかす、ベントナイト汚泥、洗車場汚泥、建設汚泥等
廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチ等
廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等すべての酸性廃液
廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液等すべてのアルカリ性廃液
廃プラスチック	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む）等固形状・液状のすべての合成高分子系化合物
ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず
金属くず	鉄鋼または非鉄金属の破片、研磨くず、切削くず等
ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	ガラス類（板ガラス等）、製品の製造過程等で生ずるコンクリートくず、インターロッキングブロックくず、レンガくず、廃石膏ボード、セメントくず、モルタルくず、スレートくず、陶磁器くず等
鋳さい	鋳物廃砂、電炉等溶解炉かす、ボタ、不良石炭、粉炭かす等
がれき類	工作物の新築、改築または除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する不要物
ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設または産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの
産業廃棄物を処分するために処理したもの	産業廃棄物を処分するために処理したもので、他の１９種類の産業廃棄物に該当しないもの（例えばコンクリート固型化物）
業種により産業廃棄物となるもの	
紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築または除去により生じたもの）、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生じる紙くず
木くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、木材・木製品製造業（家具の製造業を含む）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業および物品賃貸業から生じる木材片、おがくず、バーク類等 貨物の流通のために使用したパレット（貨物の積付けのために使用した梱包用木材を含む。）については、全業種対象
繊維くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
動植物性残さ	食料品、医薬品、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚および獣のあら等の固形状の不要物
動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物
家畜のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿
家畜の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体

処理困難物

一般廃棄物に該当しても清掃センターで処理が困難なものもあります。

5 ページに記載の一般廃棄物処分の許可を受けた業者に処理委託するか、清掃センターにご相談ください。

木くず、草等

- ・ 一般廃棄物に該当する木くずのうち、直径または角材の一辺が20センチメートル、および長さ3メートルを超える木材や樹木、根株など
- ・ 一度に多量に排出され、清掃センターで処理する能力を超えるもの（河川敷で広範囲に伐採した竹など）

事業系ごみの分け方・出し方 Q & A

Q 1 事務所で発生する不要物はどのように分別すればよいですか。

A 1 法の規定に則り、通常は「産業廃棄物として産業廃棄物処理業者に処理を委託するもの」、「事業系一般廃棄物として本市が定めたルールに従い、市に処理を委託または一般廃棄物処理業者に処理を委託するもの」および「専ら再生利用の目的となる廃棄物（古紙、くず鉄（古銅等を含む）、空きびん類または古繊維）を専門に取り扱う再生業者に再生利用を委託するもの」に区分し、適切に分別して管理する必要があります。

Q 2 排出事業者が直接清掃センターへ燃やすごみを持ち込む場合も市が指定するごみ袋に入れないといけないですか。

A 2 事業系一般廃棄物に該当する燃やすごみを排出する場合、清掃センターへの持ち込み方法としては、2 ページに記載の3つの方法（直接搬入、委託搬入、地域の集積所に排出）がありますが、どの方法で出す場合においても、「事業用燃やすごみ指定専用袋」に入れて出していただく必要があります。

Q 3 コンビニエンスストアやスーパーなどの店頭に設置されているごみ箱で回収された廃棄物はどのように処理をしたらよいですか。

A 3 ごみ箱の管理者（ごみ箱を設置する事業者）が排出事業者として、その廃棄物の品目に応じて「産業廃棄物として産業廃棄物処理業者に処理を委託するもの」、「事業系一般廃棄物として本市が定めたルールに従い、市に処理を委託または一般廃棄物処理業者に処理を委託するもの」および「専ら再生利用の目的となる廃棄物（古紙、くず鉄（古銅等を含む）、空きびん類または古繊維）を専門に取り扱う再生業者に再生利用を委託するもの」に分別を行い、適切な処理を行ってください。

Q 4 事務所等で発生する弁当がらやカップ麺の容器などのプラスチック製容器はどのように処分したらよいですか。

A 4 事務所等で発生するプラスチック類は、その事業活動の業種に関係なく全て産業廃棄物となります。そのため、弁当がらやカップ麺の容器などのプラスチック製容器は、産業廃棄物に当たり「廃プラスチック類」として適切に処理する必要があります。

Q 5 事業活動により発生する畳はどのように処分したらよいですか。

A 5 畳を排出する事業者の事業内容や畳の素材によって処理が異なります。
合成繊維により作られている畳については、どの業種から排出される場合も「廃プラスチック類」として産業廃棄物の処理が必要です。
い草などの天然繊維で作られた畳については、建設業で工作物の新築や改築、解体に伴って発生した場合には「繊維くず」として産業廃棄物の処理が必要です。
前記以外の業種から発生した畳については、事業系一般廃棄物となりますので、清掃センターで処理を行います。ただし、1日当たりの搬入量を10枚に制限しています。

Q6 事業所の敷地にごみを不法投棄された場合はどうしたらよいですか。

A6 本市または滋賀県に連絡をいただき、ごみの処理方法等について、協議をしてください。

Q7 犬のブリーダー業を営んでいますが、犬のふん尿は一般廃棄物として処理することができますか。

A7 ブリーダー業は、日本標準産業分類において「畜産類似業」に該当し、産業廃棄物の「家畜のふん尿」で指定業種に定められる「畜産農業」に該当します。そのため、産業廃棄物の「家畜のふん尿」として適切に処理していただく必要があることから、一般廃棄物として清掃センターで処理することはできません。また、ペットショップで排出されるふん尿については、前記の畜産農業に該当しないため、一般廃棄物として処理することができます。

事業系ごみの分別豆辞典

品名	区分	種類	備考
空き缶(アルミ、スチール)	産廃	金属くず	受入基準に合致すれば、清掃センターに搬入可
空きびん	産廃	ガラス・コンクリート・陶磁器	受入基準に合致すれば、清掃センターに搬入可
アクリル板	産廃	廃プラスチック類	
アダプター	産廃	廃プラスチック類 金属くず	
厚紙	一廃	可燃物	できるだけリサイクル 業種によっては、産業廃棄物
雨合羽	産廃	廃プラスチック類	
雨戸、網戸	産廃	廃プラスチック類 金属くず	
網	産廃	廃プラスチック類	金網は「金属くず」
アルバム	産廃	廃プラスチック類 金属くず	
アルミコーティング袋	産廃	廃プラスチック類 金属くず	菓子、レトルト食品用
アルミサッシ	産廃	金属くず	
アルミトレイ	産廃	金属くず	
アルミ鍋、アルミ容器	産廃	金属くず	
アルミ箔、アルミホイル	産廃	金属くず	
アルミホイール(車用品)	産廃	金属くず	
アルミホイールの芯	一廃	可燃物	
安全ピン	産廃	金属くず	
品名	区分	種類	備考
一升びん	産廃	ガラス・コンクリート・陶磁器	できるだけ販売店へ
一升びんのふた	産廃	金属くず	
いす(木製)	一廃	粗大ごみ	
一斗缶	産廃	金属くず	
衣服・衣類	一廃	可燃物	業種、材質、素材によっては、産業廃棄物
イヤホン	産廃	廃プラスチック類 金属くず	
インクリボン(カートリッジ)	産廃	廃プラスチック類	

品名	区分	種類	備考
インスタント麺の外袋	産廃	廃プラスチック類	
インスタント麺の調味料袋	産廃	廃プラスチック類	
インスタント麺の容器(プラスチック製)	産廃	廃プラスチック類	紙製の場合は、一般廃棄物(業種によっては、産業廃棄物)
飲料用紙パック	一廃	可燃物	できるだけリサイクル
飲料用紙パック(内側が銀色のもの)	一廃	可燃物	
品名	区分	種類	備考
植木(剪定くず)	一廃	可燃物 粗大ごみ	業種によっては、産業廃棄物
植木バサミ	産廃	金属くず	
植木鉢(陶器製)	産廃	ガラス・コンクリート・陶磁器	
植木鉢(プラスチック製)	産廃	廃プラスチック類	
植木(苗)ポット(プラスチック製)	産廃	廃プラスチック類	
ウレタンマット	産廃	廃プラスチック類	
品名	区分	種類	備考
エアコン		特定廃家電	リサイクル 業務用は、産業廃棄物
エアマット	産廃	廃プラスチック類	
栄養ドリンクびん	産廃	ガラス・コンクリート・陶磁器	受入基準に合致すれば、清掃センターに搬入可
栄養ドリンクびんのキャップ(金属製)	産廃	金属くず	
液体のり(容器)	産廃	廃プラスチック類	
液体肥料容器(プラスチック製)	産廃	廃プラスチック類	
枝	一廃	可燃物 粗大ごみ	業種によっては、産業廃棄物
MO(ケースを含む)	産廃	廃プラスチック類	
MD(ケースを含む)	産廃	廃プラスチック類	
MDプレイヤー	産廃	廃プラスチック類 金属くず	
塩化ビニール管	産廃	廃プラスチック類	
延長コード(テーブルタップ)	産廃	廃プラスチック類 金属くず	
鉛筆	一廃	可燃物	
鉛筆削り	産廃	廃プラスチック類 金属くず	
品名	区分	種類	備考
オイル(食用、機械用)	産廃	廃油	
オイル缶	産廃	金属くず	
落ち葉	一廃	可燃物	業種によっては、産業廃棄物
お茶の缶	産廃	金属くず	受入基準に合致すれば、清掃センターに搬入可
お茶の葉	一廃	可燃物	
おにぎりの外装フィルム	産廃	廃プラスチック類	
おぼん(木製)	一廃	可燃物	金属製やプラスチック製のものは、産業廃棄物
折込みチラシ	一廃	可燃物	できるだけリサイクル
品名	区分	種類	備考
カーテン	一廃	可燃物	業種、材質、素材によっては、産業廃棄物
カーテンレール	産廃	金属くず	
カートリッジ	産廃	廃プラスチック類	
カード類	産廃	廃プラスチック類	
買い物袋(レジ袋)	産廃	廃プラスチック類	
傘	産廃	廃プラスチック類 金属くず	
ガスライター(100円ライター)	産廃	廃プラスチック類 金属くず	
カセットコンロ	産廃	金属くず	
カセットテープ(ケースを含む)	産廃	廃プラスチック類	
カセットボンベ	産廃	金属くず	
カセットボンベのキャップ	産廃	廃プラスチック類	
カタログ	一廃	可燃物	できるだけリサイクル 業種によっては、産業廃棄物
カッターナイフ	産廃	廃プラスチック類 金属くず	
カップ	産廃	廃プラスチック類	
カップ麺の調味料袋	産廃	廃プラスチック類	
カップ麺のふた(プラスチック製)	産廃	廃プラスチック類	
カップ麺の包装フィルム	産廃	廃プラスチック類	
カップ麺の容器(紙製)	一廃	可燃物	業種によっては、産業廃棄物
カップ麺の容器(プラスチック製)	産廃	廃プラスチック類	
かつら	産廃	廃プラスチック類	
かなづち	産廃	金属くず	
画びょう	産廃	廃プラスチック類 金属くず	
花瓶	産廃	ガラス・コンクリート・陶磁器	
紙おむつ	一廃	可燃物	感染性のあるものは、特別管理一般廃棄物
紙おむつの外袋	産廃	廃プラスチック類	
紙コップ、紙皿	一廃	可燃物	業種によっては、産業廃棄物
紙袋	一廃	可燃物	できるだけリサイクル 業種によっては、産業廃棄物
ガムテープ	一廃	可燃物	業種、材質、素材によっては、産業廃棄物
画用紙	一廃	可燃物	できるだけリサイクル 業種によっては、産業廃棄物
ガラス製品	産廃	ガラス・コンクリート・陶磁器	
枯れ葉	一廃	可燃物	業種によっては、産業廃棄物
カレンダー	一廃	可燃物	できるだけリサイクル 業種によっては、産業廃棄物
瓦	産廃	ガラス・コンクリート・陶磁器	
換気扇	産廃	廃プラスチック類 金属くず	
缶切り	産廃	廃プラスチック類 金属くず	
乾燥剤(シリカゲルなど)	産廃	汚泥 廃プラスチック類	

品名	区分	種類	備考
食器	産廃	ガラス・コンクリート・陶磁器	金属製のものは、「金属くず」、プラスチック製のものは、「廃プラスチック類」
食器棚(木製)	一廃	粗大ごみ	金属製のものは、産業廃棄物
新聞	一廃	可燃物	できるだけリサイクル 業種によっては、産業廃棄物
品名	区分	種類	備考
水槽	産廃	廃プラスチック類 金属くず ガラス・コンクリート・陶磁器	
スーツケース	産廃	廃プラスチック類	金属製のものは、「金属くず」
図鑑	一廃	可燃物	できるだけリサイクル
スキャナー	産廃	廃プラスチック類 金属くず	
スコップ	産廃	金属くず	プラスチック製のものは、「廃プラスチック類」
ストーブ	産廃	廃プラスチック類 金属くず	
ストップウォッチ	産廃	廃プラスチック類 金属くず	
ストロー	産廃	廃プラスチック類	
スナック菓子などの袋	産廃	廃プラスチック類	
スパナ	産廃	金属くず	
スプーン	産廃	金属くず 廃プラスチック類	木製のものは、一般廃棄物
スプリングマット	産廃	廃プラスチック類 金属くず	
スプレー缶	産廃	金属くず	
スポンジ	産廃	廃プラスチック類	
スレート瓦	産廃	ガラス・コンクリート・陶磁器	
品名	区分	種類	備考
生花	一廃	可燃物	
石膏	産廃	ガラス・コンクリート・陶磁器	
洗剤の容器	産廃	廃プラスチック類	
洗濯機		特定廃家電	リサイクル 業務用は、産業廃棄物
洗濯ばさみ	産廃	廃プラスチック類 金属くず	
剪定ばさみ	産廃	金属くず	
栓抜き	産廃	金属くず	
扇風機	産廃	廃プラスチック類 金属くず	
洗面器	産廃	廃プラスチック類	
品名	区分	種類	備考
掃除機	産廃	廃プラスチック類 金属くず	
掃除機用ゴミパック	一廃	可燃物	
ソファ	産廃	廃プラスチック類 金属くず	
ソファベッド	産廃	廃プラスチック類 金属くず	
品名	区分	種類	備考
体温計	産廃	廃プラスチック類 金属くず ガラス・コンクリート・陶磁器	水銀を含有するものは、特別管理産業廃棄物
体脂肪計	産廃	廃プラスチック類 金属くず	
台車	産廃	廃プラスチック類 金属くず	
耐熱ガラス	産廃	ガラス・コンクリート・陶磁器	
タイマー	産廃	廃プラスチック類 金属くず	
タオル・タオルケット	一廃	可燃物	業種、材質、素材によっては、産業廃棄物
タッパ	産廃	廃プラスチック類	
棚	一廃	可燃物 粗大ごみ	金属製のものは、産業廃棄物
たばこの吸い殻	一廃	可燃物	
たんす(木製)	一廃	粗大ごみ	
ダンベル	産廃	金属くず	
ダンボール	一廃	可燃物	できるだけリサイクル
品名	区分	種類	備考
茶こし	産廃	金属くず	プラスチック製のものは、「廃プラスチック類」
茶碗	産廃	ガラス・コンクリート・陶磁器	プラスチック製のものは、「廃プラスチック類」
チューブ類	産廃	廃プラスチック類 金属くず	
調味料のびん	産廃	ガラス・コンクリート・陶磁器	受入基準に合致すれば、清掃センターに搬入可
チラシ	一廃	可燃物	できるだけリサイクル 業種によっては、産業廃棄物
ちりとり	産廃	廃プラスチック類	金属製のものは、「金属くず」
品名	区分	種類	備考
机・テーブル(木製)	一廃	粗大ごみ	金属製のものは、産業廃棄物
壺	産廃	ガラス・コンクリート・陶磁器	
品名	区分	種類	備考
DVD(ケースを含む)	産廃	廃プラスチック類	
DVD プレーヤー	産廃	廃プラスチック類 金属くず	
テーブルクロス(布製)	一廃	可燃物	業種、素材、材質によっては、産業廃棄物
手鏡	産廃	ガラス・コンクリート・陶磁器	
デジタルカメラ	産廃	廃プラスチック類 金属くず	
デスクマット	産廃	廃プラスチック類	
鉄アレイ	産廃	金属くず	
鉄筋、鉄パイプ、鉄板	産廃	金属くず	
手拭い	一廃	可燃物	業種、材質、素材によっては、産業廃棄物
テレビ		特定廃家電	リサイクル 業務用は、産業廃棄物
テレビアンテナ	産廃	廃プラスチック類 金属くず	
電気カーペット	産廃	廃プラスチック類 金属くず	
電気コード	産廃	廃プラスチック類 金属くず	

品名	区分	種類	備考
電気スタンド	産廃	廃プラスチック類 金属くず	
電気ストーブ	産廃	廃プラスチック類 金属くず	
電気ポット	産廃	廃プラスチック類 金属くず	
電球	産廃	廃プラスチック類 金属くず ガラス・コンクリート・陶磁器	
電卓	産廃	廃プラスチック類 金属くず	
天ぷら鍋	産廃	金属くず	
電話帳	一廃	可燃物	できるだけリサイクル
品名	区分	種類	備考
トイレトーパーの芯	一廃	可燃物	
トイレブラシ	産廃	廃プラスチック類	
ドライバーセット	産廃	廃プラスチック類 金属くず	
トレイ	産廃	金属くず	紙製トレイは、一般廃棄物(業種によっては、産業廃棄物)
トロ箱(発砲スチロール)	産廃	廃プラスチック類	
品名	区分	種類	備考
ナイフ	産廃	廃プラスチック類 金属くず	
鍋	産廃	廃プラスチック類 金属くず	土鍋は、ガラス・コンクリート・陶磁器
生ごみ	一廃	可燃物	業種によっては、産業廃棄物
品名	区分	種類	備考
ニカド電池	産廃	金属くず、廃アルカリ、燃え殻	
品名	区分	種類	備考
布	一廃	可燃物	業種、材質、素材によっては、産業廃棄物
品名	区分	種類	備考
ねじ(ビス)	産廃	金属くず	プラスチック製のものは、「廃プラスチック類」
ネット	産廃	廃プラスチック類	食品梱包用(野菜・果物)
品名	区分	種類	備考
ノート	一廃	可燃物	できるだけリサイクル 業種によっては、産業廃棄物
ノートパソコン		指定再資源化製品	リサイクル
のこぎり	産廃	金属くず	
糊の容器	産廃	廃プラスチック類	
品名	区分	種類	備考
ボール	産廃	金属くず	
灰	産廃	燃え殻	
灰皿	産廃	廃プラスチック類 金属くず ガラス・コンクリート・陶磁器	
パイプ	産廃	金属くず	プラスチック製のものは、「廃プラスチック類」
パイプ椅子	産廃	廃プラスチック類 金属くず	
パイプハンガー	産廃	金属くず	
バケツ	産廃	廃プラスチック類	金属製のものは、「金属くず」
はさみ	産廃	廃プラスチック類 金属くず	
バスタオル	一廃	可燃物	業種、材質、素材によっては、産業廃棄物
パソコン		指定再資源化製品	リサイクル
パソコンキーボード、マウス		指定再資源化製品	リサイクル 単体の場合は、産業廃棄物
パソコンラック	産廃	廃プラスチック類 金属くず	
発砲スチロール	産廃	廃プラスチック類	
バッテリー	産廃	金属くず 廃プラスチック類 廃酸	
針	産廃	金属くず	
針金	産廃	金属くず	
パレット	産廃	木くず	プラスチック製のものは、「廃プラスチック類」
ハンガー	産廃	廃プラスチック類	金属製のものは、「金属くず」
品名	区分	種類	備考
ビールびん	産廃	ガラス・コンクリート・陶磁器	できるだけ販売店へ返却
ビデオカメラ	産廃	廃プラスチック類 金属くず ガラス・コンクリート・陶磁器	
ビデオテープ	産廃	廃プラスチック類	
ビデオデッキ	産廃	廃プラスチック類 金属くず	
ビニールクロス	産廃	廃プラスチック類	
ビニールテープ、ビニールひも	産廃	廃プラスチック類	
品名	区分	種類	備考
ファイル	一廃	可燃物	金具やプラスチック製のものは、産業廃棄物
ファックス	産廃	廃プラスチック類 金属くず	
ファンヒーター	産廃	廃プラスチック類 金属くず	
フィルム	産廃	廃プラスチック類 金属くず	
封筒	一廃	可燃物	できるだけリサイクル 業種によっては、産業廃棄物
フォーク	産廃	廃プラスチック類 金属くず	
プリンター	産廃	廃プラスチック類 金属くず	
ブロック	産廃	ガラス・コンクリート・陶磁器	工作物の新築、除去に伴って発生したものは、「がれき類」
フロッピーディスク	産廃	廃プラスチック類	
品名	区分	種類	備考
ペットボトル	産廃	廃プラスチック類	
ペンチ	産廃	金属くず	
弁当・惣菜の容器	産廃	廃プラスチック類	

品名	区分	種類	備考
包装紙	一廃	可燃物	包装フィルムは、産業廃棄物
包丁	産廃	廃プラスチック類 金属くず	
ホース	産廃	廃プラスチック類	
ポータブルプレーヤー	産廃	廃プラスチック類 金属くず	
ボールペン	産廃	廃プラスチック類 金属くず	
ポスター	一廃	可燃物	業種、材質、素材によっては、産業廃棄物
ボタン	産廃	廃プラスチック類	金属製のものは、「金属くず」
ボタン電池	産廃	金属くず 汚泥 燃え殻	
ボラロイドカメラ	産廃	廃プラスチック類 金属くず ガラス・コンクリート・陶磁器	
ポリバケツ	産廃	廃プラスチック類	
ボルト・ナット	産廃	金属くず	
品名	区分	種類	備考
マイク	産廃	廃プラスチック類 金属くず	
巻き尺	産廃	廃プラスチック類	
マグネット	産廃	金属くず	
マットレス	産廃	廃プラスチック類	
窓付き封筒	一廃	可燃物	窓部分がプラスチック製の場合は取り外して、産業廃棄物
豆電球	産廃	金属くず ガラス・コンクリート・陶磁器	
品名	区分	種類	備考
水差し	産廃	廃プラスチック類 金属くず	
ミラー（鏡）	産廃	ガラス・コンクリート・陶磁器	
品名	区分	種類	備考
無線機	産廃	廃プラスチック類 金属くず	
品名	区分	種類	備考
メガホン	産廃	廃プラスチック類	
品名	区分	種類	備考
毛布	一廃	可燃物	業種、材質、素材によっては、産業廃棄物
モップ	産廃	廃プラスチック類	
品名	区分	種類	備考
やかん	産廃	金属くず	
野菜の結束テープ	産廃	廃プラスチック類	
品名	区分	種類	備考
湯飲み	産廃	ガラス・コンクリート・陶磁器	
湯沸器	産廃	廃プラスチック類 金属くず	
品名	区分	種類	備考
ラーメン鉢	産廃	ガラス・コンクリート・陶磁器	プラスチック製のものは、「廃プラスチック類」
ラジオ	産廃	廃プラスチック類 金属くず	
ラジカセ	産廃	廃プラスチック類 金属くず	
ラッピングフィルム	産廃	廃プラスチック類	
ラップ	産廃	廃プラスチック類	
ラップの芯	一廃	可燃物	
品名	区分	種類	備考
リモコン	産廃	廃プラスチック類 金属くず	
品名	区分	種類	備考
冷水器	産廃	廃プラスチック類 金属くず	
冷蔵庫・冷凍庫		特定廃家電	リサイクル 業務用冷蔵庫・冷凍庫は、産業廃棄物
レシート	一廃	可燃物	
レンガ	産廃	ガラス・コンクリート・陶磁器	工作物の新築、除去に伴って発生したものは、「がれき類」
レンズ	産廃	廃プラスチック類	ガラス製のものは、「ガラス・コンクリート・陶磁器」
品名	区分	種類	備考
ロープ	産廃	廃プラスチック類	
ロッカー	産廃	金属くず	
品名	区分	種類	備考
綿	一廃	可燃物	
割り箸・つまようじ	一廃	可燃物	

※ この一覧の分別は、あくまで例として挙げているものです。材質などにより分別が異なる場合があります。産業廃棄物の種類を参考にしてください。

清掃センターへ直接搬入される場合の事業系一般廃棄物の料金	
燃やすごみを処分する場合	20 キログラムまでごとに 340 円
粗大ごみを処分する場合	20 キログラムまでごとに 440 円

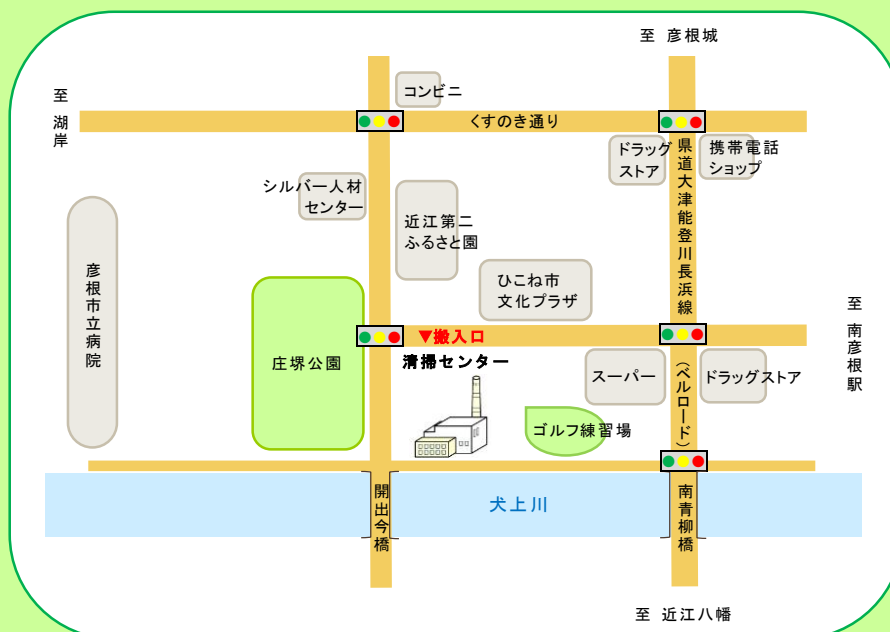
清掃センターへの搬入について

搬入できる日 平日の月曜日から金曜日

搬入できる時間 9時00分から12時15分、13時00分から16時15分

- 場内では、安全のため、係員の指示に従ってください。
- ごみの排出場所を確認するため、市内の事業所であることが確認できるものの提示をお願いしています。
- 材質や形状によっては、清掃センターで処理できないものがあります。
- 直接搬入される場合の料金については、18ページを参照してください。

清掃センターの場所



事業系ごみの分け方・出し方 豆知識

2018年3月 発行

彦根市役所市民環境部

生活環境課ごみ減量・資源化推進室

〒522-8501 彦根市元町4番2号

電話:0749-30-6116

FAX:0749-27-0395

清掃センター

〒522-0055 彦根市野瀬町279番地1

電話:0749-22-2734

FAX:0749-24-7787